

## 火力発電に係る判断基準ワーキンググループの開催趣旨について

平成 29 年 10 月

資源エネルギー庁

### 1. 設置の背景

エネルギーミックスの実現に向けては、火力発電の高効率化を図ることが重要である。

このため、LNG火力発電については設備全体としてコンバインドサイクル相当、石炭火力発電については超々臨界圧相当の発電効率を目指すとともに、効率の悪い小規模石炭火力発電等を抑制し、また、事業者単位の取組の評価によって老朽化した火力発電の新陳代謝を図る観点から、省エネ法の告示である判断基準（平成 21 年経済産業省告示第 66 号）の見直しを行うため、一昨年 7 月に、総合資源エネルギー調査会省エネルギー小委員会の下に火力発電に係る判断基準ワーキンググループを設置した。

### 2. 今年度の開催趣旨

一昨年 7 月に設置した火力発電に係る判断基準ワーキンググループにおいては、省エネ法の判断基準である「発電専用設備の新設に当たっての措置」及び「電力供給業におけるベンチマーク制度」の見直しを行った。

今年度は、平成 29 年度定期報告において、見直し後の電力供給業におけるベンチマーク指標が初めて報告が行われたことから、それらの状況を確認するとともに、一昨年の火力発電に係る判断基準ワーキンググループにおいて今後の検討課題としていた事項について、詳細制度の検討を進めていくこととする。